しょうがいふくしせんもんぶんかかい

障害福祉専門分科会	
令和2年9月9日	資料 8

枚方市成年後見制度利用促進基本計画策定について

健康福祉部　健康福祉総務課

成年後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度

	法定後見制度（詳細は、次頁参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。 本人の能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者やその将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法廷後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

成年後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注１）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法１３条１項所定の行為（注２）（注３）（注４）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条１項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為の以外の行為	同上（注２）（注３）（注４）	同上（注２）（注４）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注１）	同左（注１）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注５）（注６）（注７）		

（注１）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意見・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注２）民法13条１項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注３）家庭裁判所の審判により、民法13条１項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注４）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注５）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し（同年6月14日公布）、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注６）同資格制限の撤廃等を盛り込んだ「会社法の一部を改正する法律」等が成立しました。（公布の日（令和元年12月11日）から1年6月以内に施行）

（注７）改正後の会社法においても、株式会社の取締役等が後見開始の審判を受けた場合には、取締役等に選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役等に就任することができます。

成年後見制度利用促進法・利用促進基本計画（国）

●経　緯

・H28.5　「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

・H29.3　「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

●成年後見制度の利用の促進に関する法律

・主旨

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、共生社会の実現に資するものである。成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるが、十分に利用されていない。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

成年後見制度利用促進法・利用促進基本計画（国）

●成年後見制度の利用の促進に関する法律

・地方公共団体の講ずる措置

第14条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における**成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める**とともに、**成年後見等実施機関の設立等にかかる支援その他の必要な措置を講ずる**よう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域に置ける成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

●成年後見制度利用促進基本計画（国）のポイント

・利用者がメリットを実感できる制度運用の改善

・地域連携ネットワークづくり

・不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和

成年後見制度利用促進基本計画における市町村の役割

市町村基本計画の策定（地域連携ネットワーク・中核機関の機能の整備）

地域連携ネットワークの中核機関の設置（市町村の直営又は委託）、円滑な運営

地域連携ネットワーク（協議会）の整備

審議会の設置（成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の調査審議）

成年後見制度利用促進基本計画の策定

- 令和２年度中に計画策定。計画期間は令和３年度～６年度（４年間）とする。
- 地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関して、共通して取り組む事項を盛り込んだ福祉分野の上位計画と位置付けられている「枚方市地域福祉計画（第４期）」と一体的に取り組むとともに、「枚方市障害者計画」及び「枚方市障害福祉計画」にも、取組内容等を記載する。

枚方市地域福祉計画

- **枚方市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画**
- **枚方市高齢者保健福祉計画２１**
- **枚方市成年後見制度利用促進基本計画**
- **その他枚方市各種計画**

計画に盛り込む枚方市の取り組み（案）

①広報・啓発活動の強化

・多様な広報ツールを活用した広報・啓発活動の展開

・支援関係者（行政職員や関係団体職員等）を対象とした研修等の実施

②相談体制・支援体制の充実

・相談窓口の明確化　＝　成年後見支援センター（中核機関）の設置

・関係団体間のネットワークの構築及び連携強化

＝　協議会の設置、チームによる本人支援体制の整備

③助成制度の在り方の検討

・申立費用の助成及び後見人への報酬助成制度について、対象者及び助成額の拡充について検討を行う。

④市民後見人の養成・育成

・成年後見制度の新たな担い手として、市民後見人を養成・育成

地域連携ネットワーク（協議会）とその中核機関のイメージ図

〇全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人の身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意見や状況等を継続的に把握。

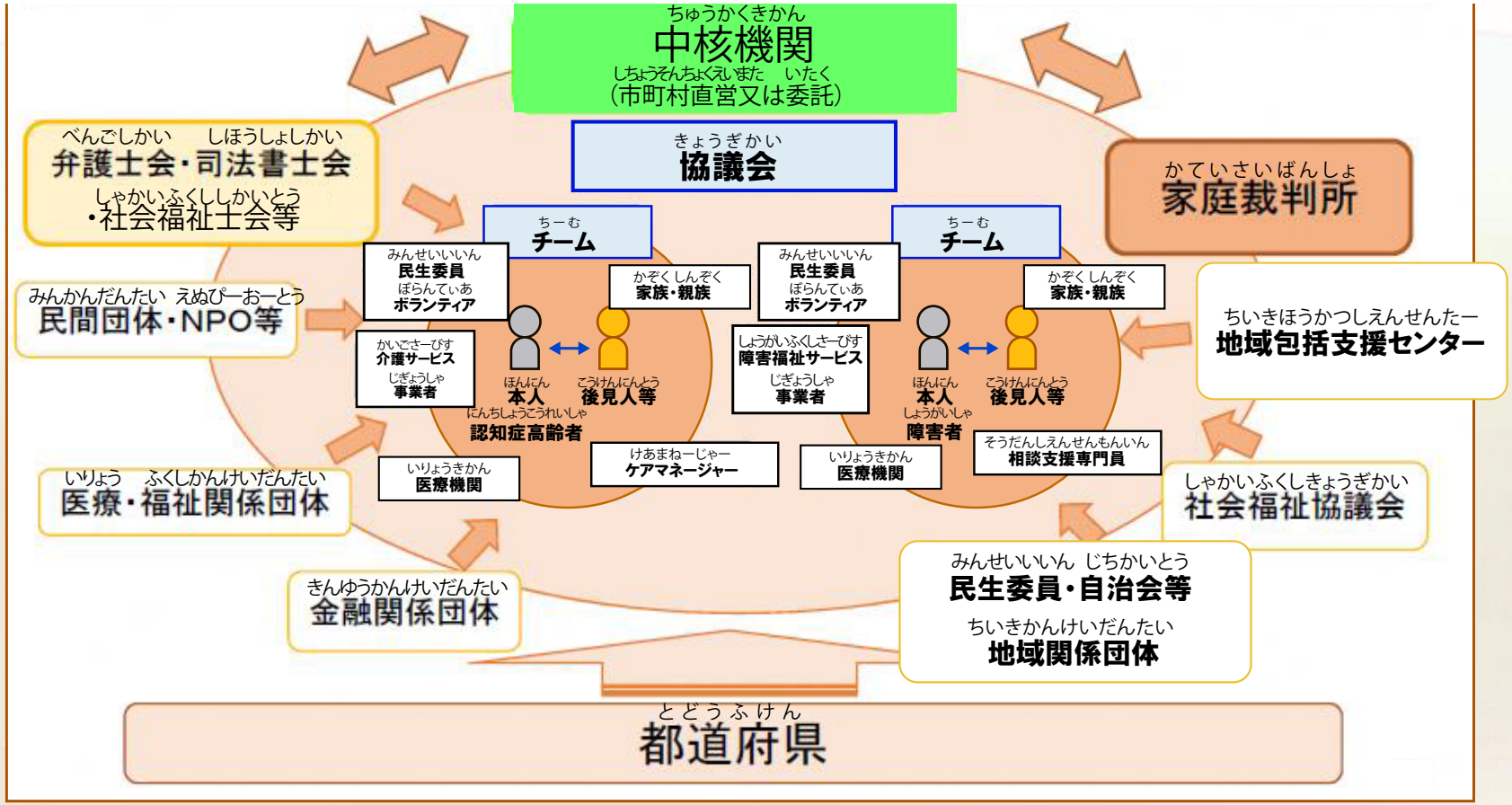

ひらかたしせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかくさくてい　かか　す け じ ゅ ー る

枚方市成年後見制度利用促進基本計画策定に係るスケジュール

	令和2年度								令和3年度		
内容	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月	4月	5月	・・・
関係機関ヒアリング	←→										
計画骨子	←→	←→	←→								
計画素案			←→	←→	←→						
市民意見聴取					←→						
計画案					←→	←→	←→				
計画策定								←→			
（仮称）成年後見支援センター設立【中核機関】									←	←	←
地域連携ネットワークの構築										←	←